

令和6年度
社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会

組織イメージキャラクター
イチマニャー



会員加入のお願い

社協の財源は、住民の皆さま及び団体や事業所・企業の皆さまなどからの寄附金、共同募金の配分金、市の補助金や委託金等により成り立っており、中でも社協会費は大切な自己財源の一つです。地域福祉を推進するための財源として有効に活用させていただいております。

多くの皆さまに各種事業やボランティア活動等に参加していただくことを目指していますが、直接の参加が難しくても会員になることで、地域福祉を支える大きな力となっています。



会員って何？

社協の事業をご理解いただき会費や寄付金による財政的な支援をして下さる方のことです（会員になることで地域福祉活動にご協力いただいていることとなります）



会員加入は強制ですか？

強制ではありません。
加入はあくまでも任意となりますが、皆さまのご支援・ご協力を願います。

◆会員の種類と会費（年額）

- ・戸別会員（各世帯） 300円
- ・賛助会員（個人） 1,000円
- ・施設団体会員 5,000円
（社会福祉施設・団体など）
- ・特別会員 5,000円
（企業、団体・個人など）

◆会員会費によって支えられている事業をご紹介します

《法外援護事業》

困窮している方々への食料支援ほか、制度では対応できない支援など



支え合い食料支援

《地域支え合いネットワークづくり》

地域福祉懇談会の実施、地域見守り隊事業、地域の居場所活動推進など



実践報告会の開催



見守り訪問活動

《ボランティアセンター事業》

福祉教育の推進、活動のコーディネート、団体支援など



市内小学校にて、福祉教育（講話・体験）を開催



今年も皆さまのご協力を宜しくお願いいたします



社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会

〒901-0362 糸満市字真栄里 857 番地 TEL 098-994-0563 FAX 098-994-0562
社協 HP : <https://itoman-shakyo.or.jp> Eメール : itoshakyo@itoman-shakyo.or.jp